

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: ラビキラー乳剤
農薬登録番号	: 登録第 15803 号
推奨用途および使用上の制限	: 農薬（殺虫剤）。農薬登録範囲外の使用は不可。
会社名	: 協友アグリ株式会社
住 所	: 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 6 番 1 号 山万ビル 11 階
担当部署	: 法務コンプライアンス部
電話番号	: 03-5645-0700
FAX 番号	: 03-3639-5299
メールアドレス	: info@kyoyu-agri.co.jp
WEB サイト	: https://www.kyoyu-agri.co.jp/

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	爆発物	分類できない	
	可燃性ガス	区分に該当しない	
	エアゾール	区分に該当しない	
	酸化性ガス	区分に該当しない	
	高压ガス	区分に該当しない	
	引火性液体	区分 3	
	可燃性固体	区分に該当しない	
	自己反応性化学品	分類できない	
	自然発火性液体	区分に該当しない	
	自然発火性固体	区分に該当しない	
	自己発熱性化学品	分類できない	
	水反応可燃性化学品	区分に該当しない	
	酸化性液体	分類できない	
	酸化性固体	区分に該当しない	
	有機過酸化物	分類できない	
	金属腐食性化学品	分類できない	
	鈍性化爆発物	分類できない	
	健康有害性	急性毒性 (経口)	区分 3
		急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
		急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
急性毒性 (吸入: 蒸気)		分類できない	
急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)		分類できない	
皮膚腐食性/刺激性		分類できない	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		分類できない	

	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分 1A 追加区分 (授乳に対する又は授乳を介した影響)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (標的臓器: 呼吸器系、神経系、中枢神経系、腎臓、肝臓)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (標的臓器: 麻酔作用)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 (標的臓器: 神経系、呼吸器、聴覚器)
	誤えん有害性	分類できない
環境有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期 (慢性)	区分 1
	オゾン層への有害性	分類できない

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)	: 危険
危険有害性情報 (GHS JP)	: 引火性液体及び蒸気 (H226) 飲み込むと有毒 (H301) 眠気又はめまいのおそれ (H336) 発がんのおそれの疑い (H351) 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360) 授乳中の子に害を及ぼすおそれ (H362) 臓器(呼吸器、中枢神経系、腎臓、肝臓)の障害 (H370) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (神経系、呼吸器系) (H372) 水生生物に非常に強い毒性 (H400) 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

安全対策	: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。 禁煙。(P210) 容器を密閉しておくこと。(P233) 容器を接地しアースをとること。(P240) 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。(P241) 火花を発生させない工具を使用すること。(P242) 静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
------	--

- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
(P260)
- 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。(P263)
- 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
(P270)
- 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
- 環境への放出を避けること。(P273)
- 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
- 応急措置 :
- 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
 - 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
 - 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 - ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
(P308+P311)
 - ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
 - 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
 - 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
 - 特別な処置が必要である(「4. 応急措置」参照)。(P321)
 - 口をすすぐこと。(P330)
 - 火災の場合：消火するために粉末消火器、泡消火器などを使用すること。(P370+P378)
 - 漏出物を回収すること。(P391)
- 保管 :
- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
(P403+P233)
 - 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
(P403+P235)
 - 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄 :
- 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

成分および含有量:

化学名または一般名	CAS 番号	濃度 (%)	官報公示整理番号	
			化審法番号	安衛法番号
MEP	122-14-5	40.0	(3)-2616	4-(9)-232
PAP	2597-03-7	10.0	(3)-2615	既存
有機溶剤、界面活性剤等	非公開	残	—	—

危険有害性物質情報:

化学名または一般名	CAS 番号	濃度 (%)	化管法	安衛法	毒劇法
MEP	122-14-5	40	第 1 種に該当	表示対象に該当 通知対象に該当	該当せず
PAP	2597-03-7	10	第 1 種に該当	該当せず	劇物に該当
エチルベンゼン	100-41-4	19	第 1 種に該当	表示対象に該当 通知対象に該当	該当せず
キシレン	1330-20-7	19	第 1 種に該当	表示対象に該当 通知対象に該当	該当せず
トルエン	108-88-3	0.58	該当せず	表示対象に該当 通知対象に該当	該当せず

4. 応急措置

応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。呼吸が困難な時には、酸素吸入を行う。気分が悪い場合、身体に異常を感じた場合には直ちに医師の診断/手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を脱ぎ、付着又は接触部を多量の水と石けんで洗浄する。皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断手当てを受ける。汚染された衣類を再使用する場合に洗濯をする。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合は外す。その後も洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合は医師の診断/手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 口を水で十分にゆすぎ、直ちに医師の診断/手当てを受ける。無理に吐き出させない。もし嘔吐が起こったら、胃からの嘔吐物が肺に入らないよう頭部を下げる。
- 応急措置をする者の保護 : 救助の際は保護具を着用する。換気が不十分な場合は呼吸用保護具を着用する。取扱い後は手、腕、顔を洗う。
- 急性および遅発性の最も重要な症状と影響 : 情報なし

医師に対する特別な注意事項

- 医師に対する特別な注意事項 : MEP (フェニトロチオン) の解毒剤としては硫酸アトロピン製剤および PAM 製剤が有効と報告。PAP (フェントエート) の解毒剤としては硫酸アトロピン製剤が有効 (動物実験で報告) 対症療法と支持療法を行う。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水

- 火災時の危険有害性分解生成物 : 混触危険物質（「10.安定性及び反応性」参照）に留意して、適切な冷却手段にて容器を冷却する。燃焼ガス及び又は分解ガスには、刺激性、腐食性及び又は毒性のガスが含まれるおそれがある。火災の際は有害なガス（「10.安定性及び反応性」参照）が発生し、めまいや窒息や健康被害を引き起こすおそれがある。消火水中に有害物が含まれ、環境や生物に影響を与えることがある。
- 特有の消火法 : 火災発生場所より退避させる。安全に対処できるならば漏えいを止める。安全な距離を確保し風上から注意して消火する。燃え広がった場合は、人が近づいて消火してはならない。引火性液体及び蒸気で爆発の恐れがあるので噴霧散水により冷却する。
- 消火時の保護具 : 適切な全身保護衣、完全防護服などを着用する。換気が不十分な場合は空気呼吸器を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

非緊急対応者

- 緊急処置 : 区域より退避する。不要な職員を退避させる。消防署、環境当局に通知する。刺激臭が強いので大量に漏出した場合は、周辺住民への通報など適切な措置を行う。

緊急対応者

- 保護具 : 適切な保護具（「8.ばく露防止及び保護措」参照）を着用して、飛沫等の眼や皮膚への付着や、粉じん、ミスト、蒸気の吸入をしないようにする。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。下水道や公共用水域への流出を防ぐ。流出した場合は、行政に通知する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 漏出物を乾燥砂、ウェス等に吸収させ、密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから吸収剤で回収処理する。
- 二次災害の防止策 : すべての着火源(熱/火花/裸火/高温表面/静電気放電など)を取り除く。排水溝、下水溝、地下室、くぼ地あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 全ての漏れを避け、密閉された、特別な装置を使う。屋外又は換気の良い場所で行う。屋内で行う場合は局所排気、全体換気を行う。取扱い時には火気を遠ざけ、静電気対策を講じる。
- 安全取扱注意事項 : 粉じん/ミスト/蒸気の吸入を避ける。眼、皮膚、衣類に付けない。指定された個人保護具を着用する。十分に換気し、粉じん/蒸気の濃度を最小限に抑える。静電気の発生を防止する。使用前にラベルを良く読む。使用量に合わせ秤量し、使いきる。

- 接触回避 : 混触危険物質（「10 安定性及び反応性」参照）から離しておく。
- 衛生対策 : この製品を使用する時は、飲食または喫煙をしない。汚染された作業衣は作業場から出さない。再使用する場合は、洗濯をする。
取扱い後は眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管

- 安全な保管条件 : 医薬用外劇物であり施錠して保管する。盗難・紛失の際は警察署に届出る。
火気厳禁。耐火設備を備えた場所に保管する。
容器を密閉し、直射日光を避け、乾燥した換気のよい冷暗所に保管する。
容器の移し替え、容器の再利用は行わない。食品や飼料と切離し、小児の手の届かない所に保管する。
- 安全な容器包装材料 : 破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

フェニトロチオン (CAS 番号: 122-14-5)	
日本産業衛生学会 (許容濃度)	1 mg/m ³

エチルベンゼン (CAS 番号: 100-41-4)	
厚生労働省 (管理濃度)	20 ppm
日本産業衛生学会 (許容濃度)	20 ppm (87 mg/m ³) 【提案年度 2020 年】
ACGIH (許容濃度)	TWA 20 ppm, STEL -

キシレン (CAS 番号: 1330-20-7)	
厚生労働省 (管理濃度)	50 ppm
日本産業衛生学会 (許容濃度)	50 ppm (217 mg/m ³)
ACGIH (許容濃度)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm

- 設備対策 : 作業場の十分な換気を確保する。屋内使用の場合、装置を密閉化し、局所排気装置又は全体排気装置を設置する。取り扱い場所の近くに、シャワー・洗眼器を設置することが望ましい。

保護具

- 呼吸用保護具 : 農薬用マスク、防じんマスク、防毒マスク
- 手の保護具 : 不浸透性保護手袋
- 眼の保護具 : サイドシールド付保護眼鏡、ゴーグル型保護眼鏡
- 皮膚及び身体の保護具 : 個人用保護具(PPE)は、適切な保護具を使用する。帽子、靴、レインコート等を含む適切な不浸透性保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態(外観) : 澄明可乳化油状液体
- 色 : 淡黄褐色
- 臭い : わずかな特異臭
- 融点/凝固点 : データなし

沸点または初留点および沸点範囲	: データなし
可燃性	: データなし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: データなし
引火点	: 30.5°C (タグ密閉式)
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: データなし
動粘性率	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: 混合物は該当しない
蒸気圧	: データなし
密度および/または相対密度	: 1.08 (比重)
相対ガス密度	: データなし
粒子特性(粒径分布)	: 液体は該当しない

10. 安定性及び反応性

反応性	: 引火性液体及び蒸気は加熱により分解して、火災や爆発に至る恐れがある。
化学的安定性	: 通常の保管条件下で安定
危険有害反応可能性	: 情報なし
避けるべき条件	: 裸火、火花、静電気放電、高温
混触危険物質	: 酸、塩基、酸化剤
危険有害な分解生成物	: 知られていない。燃焼すると有害なガス(CO、NOX等)や煤が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: LD ₅₀ (ラット): 雌: 254 mg/kg、雄: 365 mg/kg GHS 分類: 区分 3
急性毒性 (経皮)	: LD ₅₀ (ラット): >2,000 mg/kg GHS 分類: 区分に該当しない
急性毒性 (吸入)	: 製品: データなし GHS 分類: 分類できない
皮膚腐食性/刺激性	: 製品: データなし GHS 分類: 分類できない
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 製品: データなし GHS 分類: 分類できない
呼吸器感作性または皮膚感作性	: 製品: データなし GHS 分類: 分類できない

生殖細胞変異原性	: 製品: データなし GHS 分類: 分類できない
発がん性	: 製品: データなし 区分 2 に分類されるエチルベンゼンを 19%含有するので区分 2 とした。 GHS 分類: 区分 2
生殖毒性	: 製品: データなし 区分 1A および授乳影響に分類されるトルエンを 0.58%含有するので区分 1A および授乳影響とした。 GHS 分類: 区分 1A 追加区分 (授乳に対する又は授乳を介した影響)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 製品: データなし 区分 1 (中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓) に分類されるキシレンを 19%含有するので区分 1 とした。 GHS 分類: 区分 1 (標的臓器: 中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓) 区分 3 (麻酔作用) に分類されるエチルベンゼン、キシレンおよびトルエンを 20%以上含有するので区分 3 とした。 GHS 分類: 区分 3 (標的臓器: 麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 製品: データなし 区分 1 (神経系、聴覚器) に分類されるエチルベンゼン 19%含有するので区分 1 とした。 区分 1 (神経系、呼吸器) に分類されるキシレンを 19%含有するので区分 1 とした。 GHS 分類: 区分 1 (標的臓器: 神経系、聴覚器、呼吸器)
誤えん有害性	: 製品: データなし GHS 分類: 分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性)	: GHS 分類: 区分 1
急性魚毒性	: 96 時間 LC ₅₀ (コイ) : 5.6 mg/L
ミジンコ遊泳阻害毒性	: 48 時間 EC ₅₀ (オオミジンコ) : 0.0007 mg/L
藻類生長阻害毒性	: 72 時間 EbC ₅₀ (緑藻) : 2.2 mg/L
水生環境有害性 長期 (慢性)	: GHS 分類: 区分 1 (急性毒性データを用いて判定)
慢性水生毒性	: NOEC (緑藻) : データなし
残留性・分解性	: データなし
生体濃縮性 (BCF)	: データなし
土壌中の移動性	: データなし

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性	: 製品: データなし
-----------	-------------

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(改訂版)リストに記載なし
GHS 分類: 分類できない
その他の有害な影響 : データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 使用残農薬及び付着農薬を除去した空容器を廃棄する場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する。
・農家等使用残農薬及び空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
・市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
・使用残農薬及び空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところは、そのシステムで処分する。

汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処理する。使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制 :
国連分類 : Class 3
国連番号 : UN1993
品名 (国連輸送名) : その他の引火性液体 (キシレン混合物)
FLAMMABLE LIQUID, N. O. S. (xylene mixture)
容器等級 : PG III
海洋汚染物質 : 該当する

国内規制 : 輸送に関する国内法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

輸送の特定の安全対策および条件 : 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。車輛、船舶には保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を備える他、緊急時の処理に必要な消火器、工具などを備えておく。

緊急時応急措置指針番号 : 131

15. 適用法令

農薬取締法 : 登録第 15803 号
消防法 危険物 : 第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1・第4類)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法) : 第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名 MEP、管理番号: 251) を 40%含有。
2-[(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] -2-フェニル酢酸エチル (別名 PAP、管理番号: 233) を 10%含有。
エチルベンゼン (管理番号: 53) を 19%含有。
キシレン (管理番号: 80) を 19%含有。

労働安全衛生法 (安衛法)	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) チオりん酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名 MEP、政令番号: 349) を 40%含有。 エチルベンゼン (政令番号: 70) を 19%含有。 キシレン (政令番号: 136) を 19%含有。 トルエン (政令番号: 407) を 0.58%含有。 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) チオりん酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名 MEP、政令番号: 349) を 40%含有。 エチルベンゼン (政令番号: 70) を 19%未満含有。 キシレン (政令番号:136) を 19%含有。 トルエン (政令番号: 407) を 0.58%含有。 第2種有機溶剤等 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) キシレン (政令番号: 11) を 19%含有。
毒物及び劇物取締法 (毒劇法)	: 劇物 (指定令第2条第1項第54号) ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチルを含有する製剤 (ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチルを 10%含有)
船舶安全法	: 危規則 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第1 引火性液体類
航空法	: 施行規則 危険物告示別表第1 引火性液体
道路法	: 車両の通行の制限 (施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法) (廃棄物処理法)	: 産業廃棄物 (法第2条第4項、施行令第2条)

16. その他の情報

記載内容の取扱い

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報に基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものではなく、品質を特定するものでもありません。また、注意事項は通常の実施を前提としたもので、特殊な取扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、利用してください。

中毒した時の緊急連絡先

(公財)日本中毒情報センター (事故に伴い急性中毒のおそれがある場合に限る)

中毒110番	一般市民専用 (情報無料)	医療機関専用 (情報有料)
大阪 (365日24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば (365日9-21時対応)	029-852-9999	029-851-9999